



12月15日(火)~令和3年1月5日(火) 年末年始特別警戒を実施します

年末年始は、多額のお金が動くことに乗じた振り込め詐欺や強盗などの凶悪事件、道路の凍結などによる事故の発生が懸念されます。七尾警察署と七尾鹿島防犯協会では警戒活動を強化し、安全で安心なまちづくりに努めます。

皆さんも鍵掛けによる盗難防止や反射たすきの着用による交通事故防止、見守り活動による子どもの犯罪被害抑止など、安全安心なまちづくりにご協力ください。



キャッシュカードと暗証番号の話をする人に注意!

県内では、銀行員や警察官などをかたる電話が自宅にかかり、その後訪れた犯人にキャッシュカードを渡したり、すり替えて盗まれたりする被害が発生しています。犯人は巧みに暗証番号を聞き出し、ATMから現金を引き出します。電話口でカードや暗証番号などの話題が出たら、すぐに電話を切りましょう。

①電話がかかってくる

銀行員などを名乗り「あなたのカードが不正に使われました。悪用されないよう、手続きが必要ですよ」と言われる。

②偽の銀行員が家に来る

「この封筒にカードと暗証番号を書いた紙を入れてください。封印するのではんこを貸してください」と言われる。

③カードをすり替えられる

はんこを取りに行っている間に、偽のカードが入った封筒とすり替えられる。

④カードが盗まれる

はんこを押した偽の封筒を大事に保管するように言われ、犯人は立ち去る。

このような詐欺の手口に注意してください!



119番通報でよくある問い合わせ 救急車のサイレンを鳴らさずに来れますか?

最近、119番通報をする際に「サイレンを鳴らさずに来れますか?」という問い合わせが非常に多くなっています。近所迷惑や目立ちたくない気持ちなど、さまざまな理由からだと思えます。

救急車は、命の危険が迫った傷病者を一刻も早く医療機関へ搬送するために、道路交通法に定められた「緊急自動車」として運行しており、緊急走行中はサイレンを鳴らすことが義務付けられています。

救急車が向かうときは緊急事態のときです。命を救うために必ずサイレンを鳴らして向かいます。ご理解のほど、よろしくお願いします。



根拠法令 などの規制

- (1) 道路交通法施行令第13条 (緊急自動車)
- (2) 道路交通法施行令第14条 (緊急自動車の要件)